

業務仕様書

業務名 令和3年度 駐輪場の附置義務条例に係る調査検討業務

1 業務の背景、目的

市内の都心部や駅周辺では、路上の放置自転車により歩行環境や景観が悪化するなど課題が顕著なため、公共駐輪場の整備と併せて放置禁止区域を拡大するなど、放置自転車対策を重点的に進めている。

一方、平成14年に施行した「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」（以下「附置義務条例」という。）では、大量の駐輪需要を生じさせる施設（対象施設：小売店舗、銀行等、遊技場等、ぱちんこ屋）に対して一定規模以上の新築・増築の際に駐輪場の設置を義務付けているが、現行附置義務条例の基準では、大量の駐輪需要を発生させることが想定される大型のオフィスビルには駐輪場の設置を義務付けていないなど、現在及び将来の放置自転車に対応できない可能性がある。

また、令和2年度に入り新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、新北海道スタイル、新しい生活様式によるライフスタイル、ビジネススタイルの変革（テレワーク、オンライン会議、自転車利用の併用）が進むなど、自転車の利用状況は大きく変わっている。

本業務は、自転車の利用目的や最も利用台数が多い時間帯におけるピーク台数等を把握し、現行の附置義務条例の基準や条件の課題を整理した上で、客観的に適正な附置の基準や条件がどのようなものか明らかにするとともに、附置義務条例に係る数値基準を検討するものである。

なお、本業務の履行に当たっては、平成29年度に実施した「駐輪場の附置義務条例の見直しに係る調査検討業務」の業務成果品を参考として検討を行うものとする。

2 履行期間

契約書締結日から、令和4年3月18日までとする。

3 本仕様書内の用語の説明

- (1) 自転車等…自転車、原動機付自転車を指す。
- (2) 駐輪場…自転車等を止め置くために設けられたスペース
- (3) 駐車…駐輪場やその他の箇所（公共の場所以外）に自転車等が置かれている状態
- (4) 放置…自転車等が駐輪場以外の公共の場所に置かれ、かつ、その利用者が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態
- (5) 駐輪…「駐車」と「放置」を併せて「駐輪」という。

4 業務の内容

- (1) 自転車等の利用目的調査

ア 概要

駐輪場を確保すべき主体（公共、民間）を決定し、駐輪容量を推計するために、下記イ内に駐輪している自転車等にアンケート調査票を取り付け、自転車利用者が郵送又はインターネットで回答することにより、目的とする施設や駐輪時間等を把握する。

イ 調査対象範囲（合計15エリア）

下記の範囲にある路上等の公共の場所、公共駐輪場、施設用駐輪場（住居系を除く）を調査対象とする。

- (ア) 札幌圏都市計画駐車場整備地区（別添図1の範囲）

(イ) 次に示す 14 駅（平成 29 年度に実施した調査結果と比較するため、平成 29 年度調査と同駅を選定。）で別添図 2～15 の範囲

別添図には、参考として過去の調査結果から放置自転車の多いところを「放置箇所」と表示しているが、調査は地図の範囲で実施すること。

a 地下鉄南北線：麻生、北 18 条、中島公園、平岸、澄川

b 地下鉄東西線：宮の沢、円山公園、西 18 丁目、西 11 丁目、東札幌、南郷 13 丁目

c 地下鉄東豊線：元町、東区役所前、福住

ウ 調査日

令和 3 年 10 月 20 日（業務着手後速やかに準備し 10 月上旬の調査実施を目標とする）までの間に、調査対象範囲ごとに平日（曜日は火、水、木を優先）と休日（日曜日を優先）各 1 日ずつ調査する。同一の調査対象範囲内の駐輪場等は同一日中に調査することとし、雨天あるいは帰宅時間に雨天が予想される日は、調査を避けること。また、調査日を含む調査計画は、委託者と協議の上決定すること。

エ 現地踏査

事前に現地の下見を行い、調査対象範囲内の駐輪場（公共駐輪場、施設用駐輪場）が、どこにあるか把握するとともに、施設用駐輪場であればその管理者に調査の了解をもらうこと。

オ 調査項目

①出発地点、②出発地点から駐輪場所までの距離（駐輪場所については、はがきの番号で分かるように工夫する。ヒアリングの場合は調査員が記録する。インターネットの場合は、はがきの番号を入力させる。）、③駐輪目的、④駐輪頻度、⑤駐輪時間（何時から何時まで停めていたか）、⑥最も利用台数が多い時間帯におけるピーク台数（施設の用途ごと）、⑦駐輪場所から先の交通手段、⑧駐輪場所から目的地までの距離。⑨主な利用施設の名称と場所

カ 調査方法

調査方法は調査票（はがき）によるアンケートと、調査員によるヒアリングの併用とする。アンケートの回答は郵送又はインターネット（受託者がインターネットによる回答のためのサイトを設置すること。）によるものとする。調査票の具体的な問いかけの文言については委託者と協議して決定すること。なお、目標とする回答数については、調査対象範囲内の駐輪台数（下記 8 参照）に対して、統計学の標本調査の考え方から算定すること。（許容誤差 5%、信頼度 95%程度を想定する。）

(ア) 調査票によるアンケート（郵送や回答率向上策に要する費用は受託者が負担）

調査対象範囲内に駐輪されている自転車等に、調査時間（午前 10:00 から午後 8:00）の間、アンケートはがきを取り付け続け（はがき取り付けの際は、身分証明書と腕章を着用すること）、自転車利用者が郵送又はインターネットで回答する。（翌日に取り付けられたままの調査票があれば、自主回収する。）

(イ) 調査員によるヒアリング

回答率の向上のため、調査対象範囲内において自転車等利用者に対して、上記（ア）のアンケートの内容について調査員がヒアリングする（調査員は、身分証明書と腕章を着用すること）。ヒアリングの実施箇所は、駐車場整備地区は 6 箇所以上、地下鉄 14 駅は各駅 1 箇所以上とする。なお、ヒアリングの調査時間は午前 10:00 から午後 5:00 とする。

キ 分析

(ア) 今回の調査によって得られた結果について、平成 29 年度調査結果と比較し、自転車利用状況の変化について分析を行う。

(イ)「駐輪目的」、「駐輪場所から先の交通手段」及び「主な利用施設」から、駐輪場を確保すべき主体を決定し（民間施設の分類は、委託者と協議して決定）、各容量を推計する。

(ウ) 別途実施している「自転車利用実態調査」の結果を基に、路上駐輪に関するカーネル密度推定図を作成する。（札幌圏都市計画駐車場整備地区のみ）

(2) 附置義務条例の改正案作成

ア 概要

(1) の結果や他都市の同種の条例を参考として、適正な附置の基準・条件（下記ウ、エ、オ）について検討し、附置義務条例の改正案を作成する。なお、改正案の作成に当たっては、貸与する「駐輪場の附置義務条例の見直しに係る調査検討業務」（平成 29 年度実施）の業務成果品を参考に検討する。

イ 既存資料の収集

他都市の同種の条例や駐輪場の運用方法について資料収集し、条例改正案の作成の参考とする。

ウ 対象施設、原単位

下表に示す現行条例の基準を基に、(1) の結果及び対象施設の面積等を踏まえ、適切な駐輪場の供給量となる基準を検討する。検討のポイントは次の 3 点。①対象施設の用途の追加・拡大検討 ②対象施設の用途ごとの適正な原単位の検討 ③施設面積を原単位で除した数値の下限値 20 の検討

対象エリア \ 施設の用途	小売店舗	銀行等	遊技場 (ぱちんこ屋を除く)	ぱちんこ屋
駐車場整備地区	店舗面積145㎡ につき1台	店舗面積70㎡ につき1台	店舗面積140㎡ につき1台	店舗面積30㎡ につき1台
商業地域・ 近隣商業地域	店舗面積45㎡ につき1台	—	店舗面積140㎡ につき1台	店舗面積30㎡ につき1台

※上表の「○㎡につき 1 台」の○部分を原単位という。

エ 隔地距離と共同設置

現行の附置義務条例では 50m 以内に駐輪場を設置することとしているが、調査結果や他都市の附置義務条例を参考として、適正な隔地距離を推計するとともに、共同設置によるメリット・デメリットを整理する。

オ 駐輪場の運用方法

施設利用者にとって附置義務駐輪場の場所が分かりにくい、施設利用に関係のない人が駐輪するなどの課題があるため、施設の利用者に適切に利用される方策を検討する。また、冬期間は自転車等利用が大幅に減少することから、別な用途への転用を認める場合のメリット・デメリットを整理する。

5 提出書類

(1) 契約後速やかに

業務着手届、業務責任者指定通知書、技術者等経歴書

(2) 現地踏査前までに

調査計画書（調査概要、調査方法、工程表、連絡体制表（緊急時を含む）、その他必要事項を記載）

(3) アンケート調査実施 2 日前までに

身分証明書交付願（従事者の氏名、生年月日を記載）、腕章貸与願

(4) 業務完了時

業務完了届、成果目録、成果品（報告書、打合せ記録簿、業務月報等。書類形式で 2 部及び電子媒体）

6 本業務の実施の可否について

予定した調査日において、札幌市において新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等が発令されている場合は、人の移動が抑制されており、自転車利用についての必要な情報の取得が困難となることから、委託者と協議のうえ調査を延期もしくは中止する。

なお、調査が中止となった場合には、以後の検討の実施は不可能となる。この場合、調査の準備にかかった費用の支払いについては委託者と協議し決定する。

7 環境配慮

(1) この業務の遂行にあたっては、再生紙を活用するなど、環境に最大限配慮すること。また、成果品（報告書）については、可能な限り 100%再生紙を使用すること。

(2) 打ち合わせ時や現地調査等にあたっては、公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の乗合い、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、走行ルートの短縮化、共同運行等に努めること。

(3) 備品等の必要最低限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達に心がけること。

8 その他

(1) 受託者は、次の資料について委託者から貸与を受け、業務の参考とすること。なお、下記ア、イについては、入札の参考とするために事前に閲覧できるものとする。閲覧場所は市役所本庁舎 6 階自転車対策担当課事務室内とする。

ア 「駐輪場の附置義務条例の見直しに係る調査検討業務」（平成 29 年度実施）の業務成果品

イ 現行条例の基準や条件に係る検討資料

ウ 別途実施している「自転車利用実態調査」の調査データ

(2) 本仕様書に定めのない事項は、札幌市土木設計業務共通仕様書の「第 1 章 総則・一般」及び「第 2 章 道路部門」の道路環境調査業務等の記載内容に従うほか、委託者、受託者双方協議の上、決定する。

(3) 受託者は業務上知りえた事項を第三者に本市の許可なく漏らしたり転用してはならない。

9 参考

(1) 調査範囲内の自転車等の駐輪台数

ア 札幌圏都市計画駐車場整備地区

概ね 12,000 台（令和元年度の都心部の調査結果 10,727 台を基に試算）を想定している。

イ 地下鉄 14 駅

参考として直近 3 年間の調査結果を下記に示す。

年 度		年 度		
		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
駅 名				
南 北 線	麻生	2,856	2,405	1,824
	北18条	546	407	280
	中島公園	301	399	281
	平岸	538	528	429
	澄川	797	796	634
東 西 線	宮の沢	1,101	1,231	1,084
	円山公園	708	596	413
	西18丁目	668	829	689
	西11丁目	530	559	423
	東札幌	726	715	662
	南郷13丁目	844	557	410
東 豊 線	元町	1215	878	812
	東区役所前	451	523	506
	福住	648	673	533